

旅費業務効率化推進会議の開催について

〔令和5年7月5日
内閣官房長官決裁〕

- 1 旅費業務の抜本的な効率化について、国家公務員等の旅費に関する法律を始めとする関係法令や業務プロセスの見直し、デジタル技術の活用等を通じて全省庁で一体的に取り組むため、旅費業務効率化推進会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局長） デジタル庁統括官（省庁業務サービスグループ担当）
構成員	内閣法制局総務主幹 人事院事務総局総括審議官 内閣府大臣官房長 宮内庁長官官房皇室経済主管 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 警察庁長官官房長 個人情報保護委員会事務局長 カジノ管理委員会事務局次長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房長 デジタル庁統括官（戦略・組織グループ担当） 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房長 外務省大臣官房長 財務省大臣官房長 財務省主計局次長 文部科学省大臣官房長 厚生労働省大臣官房長 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省大臣官房長 環境省大臣官房長 防衛省大臣官房長
オブザーバー	衆議院事務局庶務部長 参議院事務局庶務部長

国立国会図書館総務部長
最高裁判所事務総局経理局長
会計検査院事務総局次長

- 3 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

会議の開催に伴い、旅費・会計等業務効率化推進会議の開催について（平成28年2月5日内閣官房長官決裁）は廃止し、これまで同会議で決定した旅費業務に関する事項等については、会議に引き継がれるものとする。